

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 6 年 8 月 3 0 日付けで提起した生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第 1 1 条第 2 項の規定による行政文書不存在決定処分に対する審査請求について、次のとおり決定する。

主文

生駒市長が審査請求人に対し、令和 6 年 5 月 8 日付け生 S 第 1 6 号で、SDGs 推進事業補助金の申請及び交付決定についての起案文書（以下「当該文書」という。）を不存在とした処分（以下「原処分」という。）を取り消す。

理由

第 1 事案の概要

審査請求人により開示請求された当該文書について、事務室の移動に伴い、所在が不明となっていることから、不存在とした原処分に対する審査請求。

第 2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

請求日より 3 ヶ月以上が経過し、その所在は既に明らかとされているため。

第 3 決定の理由

原処分後の調査により、当該文書の所在が確認されたことから、開示できるものとする。

第4 結論

当該文書を開示することが適切であることから、原処分を取り消す。

令和6年9月13日

生駒市長 小紫 雅史